

# 雄武町立豊丘小学校ホームページ運営規定

## 第1条 ホームページ公開の目的

雄武町立豊丘小学校のホームページ及びブログは、学校・家庭・地域連携の一助となることを目的として制作する。具体的なねらいは、次のとおりである。

- 1 本校の教育実践を公開し、広く意見を取り入れる。
- 2 地域や保護者との教育に関する情報交換の場とする。

## 第2条 ホームページの構成

目的に応じた、わかりやすい構成にする。

- 1 お知らせ 更新の履歴を紹介
- 2 学校紹介 沿革，教育目標，施設，研究テーマ，学校評価
- 3 校歌 豊丘小学校校歌を紹介
- 4 ブログ 豊丘小学校で運営するブログを紹介
- 5 その他 学校ホームページとしてふさわしいものを掲載，紹介

## 第3条 公開する情報に対する基本的な考え方

- 1 児童とその保護者，及び教職員の個人情報への保護に留意する。
- 2 著作権の侵害にあたる内容，その他法律に触れる内容が生じないようにする。
- 3 他のホームページの画像を無断で掲載したり，文章を無断で使用したりしない。
- 4 教育目的からはずれることのないようにする。

## 第4条 著作権の主張

- 1 雄武町立豊丘小学校のホームページにおける文章・画像については，その著作権を主張する旨を明記し，画像等の無断での複製・転用を禁止する。

## 第5条 ホームページ公開にあたっての責任と運営方法

- 1 本校のホームページ公開については，学校長がその責任を負う。
- 2 個々のホームページの作成と変更は，基本的には関係する領域の担当者が行うこととする。
- 3 ホームページの管理については，学習係が行う。
- 4 公開にあたっては，校長の許可を得ることとする。

## 第6条 リンク

- 1 本校のホームページに対する他からのリンクは，教育目的のものについては原則自由とする。また，著作権表示を明確にし，ページの複製等については，校長の

同意の上認める旨をホームページ上に明記する。

- 2 本校のホームページから他のページへのリンクは、教育的効果を十分配慮し、設定するものとする。有害情報等が含まれると判断されたページへのリンクは設定しない。

#### 第7条 その他

- 1 学校教育におけるホームページ運営等の進展等に伴い、見直しの必要が生じたときは、条項内容の検討を行うものとする。

附則 この規定は平成18年4月1日から施行する。

